

平成20年度第6回海老名市環境審議会議結果

日時 : 平成21年2月23日(月) 15:00~16:30

場所 : 市役所704会議室

出席者 : 内野市長

石井会長、白石副会長、上野委員、青木委員、高崎委員、飯田委員、森田委員、渡邊委員、佐藤委員

事務局 : (経済環境部環境保全課) 石川部長、落合次長、岩壁課長、増田主幹、郷田主幹

公園緑地課 : 穂谷野主幹、澤田主査、清水主査

都市整備課 : 山口課長、鈴木主幹、押方主任主事

傍聴者 : なし

1. 開会(進行) 岩壁課長
2. あいさつ 内野市長、石井会長

——市長より石井会長へ諮問——

内野市長から石井会長に自然緑地保存樹木の新規指定及び自然緑地保全区域の一部指定解除について諮問書を手渡した。

——市長退席——

3. 議事 進行 石井会長

(1) 自然緑地保存樹木の新規指定及び自然緑地保全区域の一部指定解除について(諮問事項)

保存樹木、自然緑地の所在地、状況等の概要を資料に基づき公園緑地課が説明。

説明者 : 公園緑地課清水主査

《質疑等》*質疑に係る者の「公園」は公園緑地課、「都市」は都市整備課、「環境」は環境保全課等

議長 : この件についてなにかご意見はありますか。

委員 : 一部指定解除する地域にスギ、クヌギなどがどのくらいあるのか。

公園 : その部分については、木はありません。

委員 : 解除後、転売もありうる。解除部分について追跡調査を行っているか。

公園 : 追跡調査を行っていないが、毎年、奨励金の支払いのため地籍の調査を資産税課にお願いしています。

委員 : 要望として、簡単に一部解除ができないように、公園緑地課で追跡調査を行い指導

してほしい。

委員：樹木の高さはどのように測っているのか。

公園：現地調査し、ある程度の目安で測っているが、申請に基づくものです。

環境：一部解除して、駐車場で使用するのは区域の近くに住む方か。

公園：申請者ではありません。

委員：一部解除して、駐車場として使用されない場合、罰則はあるか。追跡調査をしても拘束力がないと意味がない。

公園：申請に基づき区域として指定しており、農地転用とは違うので罰則はありません。

委員：転売してはいけないとか、そこまで言えるのか。

委員：そこまで拘束できないのではないか。

公園：拘束はできません。

委員：海老名市の緑地は削減率が高いので、開発を食い止めるためのチェック機能として追跡調査をお願いした。また、新規の緑地を増やす案件を21年度の第1回の審議会で上げて欲しい。

議長：ある程度、意見も出尽くしたようであります。この辺でご意見については、留めてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

議長：ただ今、いろいろなご意見をいただきましたが、原案どおり了承することによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

議長：答申書については私（会長）と事務局に一任していただくことによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

議長：それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、報告事項の海老名市景観計画（素案）を所管の都市整備課から説明をお願いします。

都市：資料により、景観推進計画の目的、景観推進計画の区域、良好な景観の形成に関する方針等を説明。

議長：この件についてなにかご意見はありますか。

委員：建築時どのように確認、チェックするのか、現地確認するのか。

都市：届出時、自己チェックシートを添付させ、図面で確認します。

委員：既に建っているもの（フェンス物置も）はどのようにチェックしていくのか。

都市：届出に該当しません。

委員：現状で、景観上好ましくないものがある場合は。

都市：現状のものについて、そのままであれば法的に変更を求めることはありません。

委員：建築確認の申請時に色は決まっていないことが多い。色を途中で変えることも多い

が、どうすればよいか。

都市：変更の届出を出していただくことになります。

委員：徹底が難しいのでは市内の建築士向けに説明会を実施してほしい。

委員：事業用の建築物は、商売のために目立ちたいと思うので、周知徹底してほしい。これに伴って、罰則はあるのか。

都市：景観法では、罰則があります。勧告に従わない場合、氏名を公表する予定です。

委員：眺望点について、全て西向きになっているが東向きはないのか。

都市：大山丹沢・富士山の眺望景観保全の要望が多かったため、西向となっています。今後、市民の要望があれば指定の可能性はあります。

委員：景観は大山・富士山方面の西側を対象にしていると思う。

委員：東向きはあまり見えない。秋葉山から横浜ランドマークタワーが見える程度である。

委員：資料から、西側から見て、九里の土手の眺望が良いという眺望点も考えられるのではないか。九里の土手の範囲が漠然としている。いつ頃はつきり線を引くのか。

都市：地権者と調整して決めて行きたいと思います。

委員：資料に進行管理表があるが順次行われていくのか。先にここが土手の範囲ということで、線は引かないのか。

都市：地権者に説明に行く時は線を引いて持っていきます。

委員：早く着手しないと、開発で崩れていく。大柰エリアを決めた方が良い。

委員：眺望点を指定した場合、厚木も見える。厚木市へも眺望景観について何か言えるのか。協議の場はもてるのか。

都市：厚木市も近く、景観行政団体になる見込みです。指定する眺望点から、厚木市を見た場合、目立たないので問題はないと考える。三川公園からの眺望は、焼却場の煙突が目立つので色彩を周囲になじむように配慮していただきたいなど協議することはできるのではないかと思います。

委員：ラブホテルの規制は景観だけでは進められない。他の行政との連携は考えているのか。

都市：他の所管課でラブホテル規制の条例も考えているようです。

委員：九里の土手は開発により少ししか残っていないので、早く進めないとなくなってしまう。第三段階として共有化とあるが、これを早く進める方法はないのか。

都市：特定緑地保全地区に指定されると強い規制を受け、建物も建てられなくなる。このため、指定を進めて行きたいが、地権者の合意がないと無理です。

委員：地区景観協議会について、もし私たちが社家地区で立ち上げたら、建物だけでなく、さがみ縦貫道ジャンクションの下の施設についても決めることができるのか。

都市：公共空間の部分は決めることができません。

委員：南部に大規模な流通センターが建設される予定であるが、その建物の色彩を指導できるのか。

都市：条例施行後であれば対象となります。

委員：市の全体の景観協議会を作って、そこから地区の景観協定を作るのか。どこからどう発足していくのか。どこからどのように始めていくのか。地区ごとに景観協議会を作っても、市全体の協議会がないといけないのではないか。また、建築協定と景観協定はどう違うのか。

都市：全体の協議会ではなく、地区ごとの協議会を作ってもらうことになります。建築協定と景観協定はほぼ同じだが、景観協定の方が幅広い内容について協定を結べます。

委員：田園風景について用途を決めて規制していくことはできないか。部分的に景観を進めてもあまり効果がないので全体を視野に入れて進めた方が良く、それには全体の協議会も必要であろう。

都市：用途については、都市計画で現在決まっています。景観でも、色彩については市街化区域と市街化調整区域は分けています。

委員：さがみ縦貫道のジャンクションの下の公共部分フェンスなど、市で意見を言えるのか。

都市：今後、景観重要公共施設として指定することでどのような整備をするか協議できる。管理者と指定に向けて調整していきたいと思います。

委員：9年間の進行管理スケジュールは長すぎるので、もっとスピードアップする必要がある、今からでも見直しはできないのか。今後、徹底したPRをお願いしたい。

都市：進行管理は9年でやっていきたい。PRは行っていく。

委員：市には、東西南北のまちづくりがあると思う。どういうまちづくりの方向性をとるのか。今まで行政が作りあげてきた部分もある。指導的立場で行うのか。市民にPRして早急に進めてほしい。

議長：ある程度、意見も出尽くしたようであります。この辺でご意見・ご質問については、終了してよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

議長：それでは、2つの議事以外に、事務局から何かありますでしょうか。特になければ、提案された議事も皆様のご協力により、滞りなく審議することができましたことに感謝申し上げます、進行を事務局に戻したいと思います。ありがとうございました。

4. 閉会 白石副会長あいさつ